

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令案（仮称）に関する意見募集について

平成30年4月17日
厚生労働省老健局振興課

この度、介護サービス事業に関する書類の削減のため、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）等について所要の改正を予定しております。つきましては、別紙について、下記のとおり御意見を募集いたします。

また、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

記

1 御意見募集期間

平成30年4月17日（火）～ 平成30年5月16日（水）（必着）

2 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話での受付はできませんので御了承ください。

(1) 電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省老健局振興課法令係宛て

(3) F A Xの場合

F A X 番号 03-3503-7894
厚生労働省老健局振興課法令係宛て

3 御意見の提出上の注意

提出していただく意見は日本語に限ります。個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。

また、お寄せいただいた内容については、氏名（法人名）・住所（所在地）を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令案（仮称）について

1. 趣旨

介護サービス事業に関する書類の削減については、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において「介護サービス事業所に対して国及び自治体が求める帳票等の実態把握と当面の見直しを来年度中に実施するとともに、その後、事業所が独自に作成する文書も含めた更なる見直しを進め、帳票等の文書量の半減に取り組む」こととされている。これを踏まえ、各介護サービス事業の指定に際し提出を求めている書類を削減するため、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）等の一部を改正するもの。

2. 概要

- 地方公共団体へのアンケート調査等を踏まえ、各介護サービス事業者が都道府県知事等からの指定を申請する際に提出する書類について、以下に該当する項目がある場合は、当該項目を削除する。
 - ・ 申請者又は開設者の定款、寄附行為等
 - ・ 事業所の管理者の経歴
 - ・ 事業所のサービス提供責任者の経歴
 - ・ 当該申請に係る事業に係る資産の状況
 - ・ 当該申請に係る事業に係る各介護サービス事業費の請求に関する事項
 - ・ 役員の氏名、生年月日及び住所
 - ・ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号
- 介護、障害児及び障害者に係るサービスについては、介護保険法施行規則、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）において、既に一つのサービスで提出済みである場合に異なるサービスにおいて提出を省略させることができる書類が定められているところ、上記の項目の削除に伴い、これらの書類について必要な見直しを行う。
- その他所要の改正を行う。

3. 根拠法令

介護保険法（平成 9 年法律 123 号）第 70 条第 1 項、第 78 条の 2 第 1 項、第 79 条第 1 項、第 86 条第 1 項、第 94 条第 1 項、第 107 条第 1 項、第 115 条の 2 第 1 項、第 115 条の 12 第 1 項、第 115 条の 22 第 1 項 等

4. 施行日等（予定）

公布日：平成 30 年 5 月下旬～6 月中旬

施行日：平成 30 年 10 月 1 日